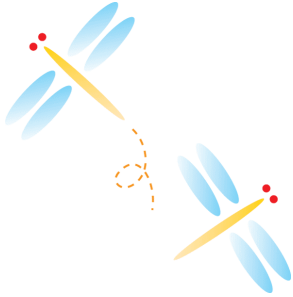




(はたひろき)

令和5年9月号 vol.107



先月8月1日、事務所創業9周年を迎えましたが、まさにその当日に体調を崩し、9年目にして初めて3日間も寝込んでしまいました。

この9年間は、腰の骨を折ってもコルセットを巻いてお客様訪問をしていたくらいで、自分の体調で仕事に穴を開けたことはなかったのですが、健康の大切さを痛感しました。

この先、10年、20年、30年？と働き続けるために、ときには自分の体の声にも耳を傾け労わりつつ無理をしていこうと思います(笑)

”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



いよいよ来月10月に迫るインボイス。
インボイスを受領するときのいくつかの特例を受けるにあたっての注意点を紹介します。

”インボイスの少額特例と帳簿記載”

令和5年10月1日からは、買手は、仕入税額控除を受けるためにはインボイスの保存が必要になります。

一方で、インボイスの保存がなくても、「帳簿のみの保存」で仕入税額控除を受けることができる特例もいくつかあります。整理すると、次の2種類に分けられます。

【1】恒久的な特例措置

①インボイスの交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送にかかるもの

②インボイスの交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等

③従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等 など

→これらの適用を受けるためには、通常の帳簿の記載事項(相手方の氏名、取引の年月日、取引内容、金額)に加え、「いずれの特例に該当するか」等を帳簿に記載する必要があります。

【2】令和11年9月30日までの時限的な特例措置

基準期間(前々事業年度)の課税売上高が1億円以下等の事業者で、税込1万円未満の課税仕入で、インボイス保存が免除される措置

→通常の帳簿の記載事項の記載は必要だが、特例の適用を受ける旨の記載は不要です。

「今月の本の紹介」

「百夜」

(高樹 のぶ子 著・日本経済新聞出版)

小野小町、あまりに有名な女性です。

でも、小町がどんな人生を送ったのか、よくは分かっておりませ

ん。
そんな、小町像を、彼女が残した歌を辿りながら、作者が想像で描いたとても美しい小説です。

小町に恋して「百夜通い」した男たち、そして、はかなくも力強い小町の姿を思い浮かべながら、古き日本の姿を感じることができました。

「気まぐれ簡単レシピ」

<ズッキーニの春巻>

- ・ズッキーニ 1本 →半分に切ってさらに縦4等分
- ・生ハム 8枚
- ・春巻きの皮 8枚
- ・スライスチーズ 4枚 →半分に切る

- ①春巻きの皮に具材を巻く
- ②オリーブオイルを敷いたフライパンで炒め揚げる

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号

羽田博樹税理士事務所